

【沖縄市消防本部・障がい者活躍推進計画】

令和 7 年 4 月

沖縄市消防本部

機関名	沖縄市消防本部			
任命権者	沖縄市消防長			
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間） なお、計画期間においても、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。			
目標				
①採用に関する目標	消防吏員 ¹ は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」において除外職員であり、今後も障がい者に限定した募集・採用を行うことは困難であるが、障がい者雇用の推進に関する理解を促進する。			
②定着に関する目標	障がい者を雇用した際には、不本意な離職者を極力生じさせない。			
取組内容				
1．障がい者の活躍を推進する体制整備				
(1)組織面	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者²として、消防総務課長を選任する。 ○障がい者を雇用した場合は、障がい者の活躍推進に関する会議等の設置を検討する。 ○各任命権者の人事担当課長等を構成員とする「障がい者雇用推進チーム」に参画し、取組状況を把握・検証する。また、同会議のもとに設置される実務者チームに参画し、障がい者である職員（会計年度任用職員含む）にも参加を呼びかけ障がい者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等を協議する。 			
(2)人材面	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいに関する理解の促進を図るため、職員に対して障がい者を支援するための研修を実施する。 ○障害者職業生活相談員³の選任が生じた場合は、消防総務課職員から選任し、必要に応じて障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 			
2．障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出				
	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者を雇用した場合や中途障がい者⁴が、従来の業務遂行が困難となった場合は、面談の上、負担なく遂行できる職務の選定・創出について検討する。 			
3．障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理				
(1)職務環境	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者と面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○必要な措置については、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重負担にならない適切な範囲で実施する。 			
(2)募集・採用	<ul style="list-style-type: none"> ○募集・採用に当たっては、次の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 			
(3)働き方	<ul style="list-style-type: none"> ○本人から要望等を踏まえ、通院への配慮、働き方等の取り組み 			

		を行う。
4. その他		○沖縄市障がい者優先調達推進方針により、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。

¹ 消防吏員については、障害者雇用促進法第38条に規定される雇用義務から除外されている。

² 障害者雇用促進法第78条に基づく選任。

³ 障害者雇用促進法第79条に基づく選任。障がい者を5人以上雇用している場合、選任が必要。

⁴ 在職中に疾病・事故等により障がい者となった者。

<計画作成に関して>

国及び地方公共団体の機関は、厚生労働省が定める「障害者活躍推進計画作成指針」に即して、「障害者活躍推進計画」を作成しなければなりません。

計画作成に関しては、各機関の任命権者ごとに作成する必要があります。

<本計画書における表記について>

- 障がい者を特定して用語を使用するにあたっては「障害者」ではなく「障がい者」と表記します。
- 法律名や条文を引用する際にあたっては、「障がい者」への変更はなく、当該法律名及び条文をそのまま引用します。
- 「障害」の表現が前後の文脈から「人」につながる場合は「障がい」と表現します。